高齢者預金の払出しにおける代理等に関する問題点

茨城大学講師 福田智子

1 本講演の目的と概要

2020 年 8 月に公表された金融審議会市場ワーキング・グループ報告書「顧客本位の業務運営の進展に向けて」では、高齢顧客に対する顧客本位の業務運営の必要性が取り上げられ金融取引の代理等のあり方や金融機関と福祉関係機関等との連携強化などの提言が示された。その後、全国銀行協会により金融取引に関する考え方が示されるなど、現在様々な取組みが進められている。そこで本講演では、これらの報告書等を参考に高齢者預金を親族等が代行払出しすることに関する問題点について検討する。

2 背景

(1) 超高齢社会における金融業務のあり方

金融事業者には金融包摂の観点から高齢顧客、特に認知判断能力の低下した高齢顧客に対する対応の強化・改善が求められている。

(2) 高齢者預金の払出し

意思無能力者である預金者による預金払出しは無効となる(民3条の2)。金融機関は預金者が払い出した金銭相当額について不当利得返還請求権(民703条)を有するとして当該預金債権との相殺を主張することができるが、意思無能力者はその行為によって現に利益を受けている限度において返還の義務を負うため(民121条の2第3項)、意思無能力者は浪費した金銭については不当利得返還義務を負わず(大判昭和14年10月26日民集18巻1157頁)、金融機関は二重払いのリスクを負う可能性がある1。そのため本人意思が明確に確認できない場合、金融機関における手続きが行えない事例が増加している。

3 金融審議会「顧客本位の業務運営の進展に向けて」2

2020年8月5日、金融審議会市場ワーキング・グループより報告書「顧客本位の業務運営の進展に向けて」が公表された。同報告書では「金融取引の代理等のあり方」について、認知判断能力が低下した本人や親族からの預金払戻しが認められない現状に対し、医療や介護など明らかに本人のための支出であり、病院に医療費を金融機関が直接振り込むなど手続が担保されているのであれば、認知判断能力の低下した高齢顧客本人のほか本人に代わって取引を行う者であっても手続を認めるなどの柔軟な対応を行っていくことが顧客の利便性の観点からは望ましい。各金融機関がより顧客に寄り添った対応を行いやすくなるよう顧客の財産保護や金融機関のリスク等にも留意しつつ、例えば先述した認知判断能力が低下した顧客本人、本人の家族や社会福祉協議会等の職員などの者、また任意後見人や保佐人・補助人を指定した後の顧客本人による金融取引について、業界団体における指針の策定が期待されるとする。

¹ 冨田雄介「高齢者預金の引出しと金融機関の対応」銀行実務 726 号 34-35 頁参照。

² https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuhoni/houkoku.pdf.

4 日本金融ジェロントロジー協会「認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する 対応の在り方」³

一般社団法人日本金融ジェロントロジー協会は 2020 年 12 月 23 日、法人特別会員ワーキング・グループ報告書「認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する対応の在り方」を公表した。本報告は銀行預金は基本的に本人の資産であり預金を払い出す場合には預金者本人の意思確認が必要となるため家族といえども預金者の預金を払い出すことはできないとした上で、銀行においては認知判断能力が低下した顧客との取引をする場合、民法上の法定後見制度である補助人、保佐人の同意を確認のうえ本人との取引を行う、あるいは成年後見人や任意後見制度にもとづく任意後見人を介して代理取引を行うのが一般的とする。そして銀行実務においては家族に成年後見制度の利用を促しても制度を利用してもらえないケースがある一方、本人の医療費、施設入居費、生活費等の支払いに充当するため親族等への預金の払出し(振込)を求められるケース、さらには預金が僅少となり投資信託等の金融商品しかまとまった資産が残っていない場合、親族等による金融商品の解約等(売却)を求められるケースも生じているとし、以下金融取引の代理等に関する考え方等を掲載している。

(1) 親族等の法的地位

本人から明示的に任意代理権を付与されていない親族等からの本人の金融資産の売却依頼は、本人からみれば無権代理を構成せざるを得ないものと考えられる。ただし事務管理が成立すれば親族等は本人に対する不法行為責任を負わないものと考えられる。

(2) 金融機関等の法的地位

本人又は後から選任された成年後見人から原状回復の要求を受けた場合、金融機関等としては親族等が無権限で売買依頼をしていることを知りながら売却していることから金融機関等は親族等と共同で不法行為責任を負う可能性がある。また金融機関等は本人との契約関係に基づいて本人の指示に従って金融資産を売却する契約上の義務を負っていることから親族等からの売却依頼に応じることは金融機関等の債務不履行に基づく損害賠償責任を生じさせることになる。金融商品の売却代金が本人の預金口座に振り込まれた後、銀行が、例えば医療機関に対して本人の医療費を第三者弁済した場合、当該弁済が本人の意思に反する場合でないとき(医療費が「本人のための費用」と認められれば、当該要件を基本的には満たすものと考えられる)、又は仮に本人の意思に反する場合であっても本人の意思に反することを医療機関が知らなかったときは、第三者弁済は有効と考えられる(民 474条)。その場合、銀行は本人に対する医療費相当額の求償権を取得するため当該求償権と本人に対する預金債務を相殺し本人の預金額から医療費分を減額することが考えられる。本人の成年後見人等から銀行に対して損害賠償請求がなされた場合でも、金融機関等による医療費の支払が真に「本人の利益のため」に使用されている場合には、本人の利益が現存する範囲で本人への損害賠償義務は縮減されると考えられる(民 697条、事務管理)。

_

³ http://www.jfgi.jp/wp-

content/uploads/2020/12/20201223%E3%80%90JFGI%E3%80%91%E6%B3%95%E4%BA%BA%E7%89%B9%E5%88%A5%E4%BC%9A%E5%93%A1WG%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf.

(3) 本人のための費用

本人のための費用として、医療・介護関連費用や本人の生活費があるが、「本人のための費用」であることの認定が難しい。エビデンスがない場合、過去の本人の取引履歴データ等の分析等により検証する、統計・指標等参考に社会通念上合理的と思われる一定の金額水準等の客観基準を検討するなどの方法により確認することが考えられる。

5 全国銀行協会「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」⁴

一般社団法人全国銀行協会は 2021 年 2 月、「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共 団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方(公表版)」を取りまとめ、公表した。なお法律 構成や実務対応の考え方などは上記 4 の報告書に依拠するところが大きいとされている。

本人に認知判断能力があるか なし* あり 代理取引 状況 本人取引 代理権はあるか あり なし (1)(2)(4)(5)(3)想定される 通常取引 認知判断能力が 法定代理 任意代理 無権代理 取引形態 低下した顧客本人 (成年後見 (親族等) (親族等) との取引 人等)

2. 状況別の対応の考え方

(1) 通常取引

(2) 認知判断能力が低下した顧客本人との取引

認知判断能力の低下した本人との取引においては、顧客本人の財産保護の観点から親族等に成年後見制度等の利用を促すのが一般的である。上記の手続きが完了するまでの間など、やむを得ず認知判断能力が低下した顧客本人との金融取引を行う場合は、本人のための費用の支払いであることを確認するなどしたうえで対応することが望ましい。預金規定等の定めにもとづき保佐人・補助人の届出を受領している場合、保佐人・補助人の同意を確認するなど各行の取引手順に則って対応する必要がある。任意後見契約が締結されている場合、本人の認知判断能力に問題がない時点においては、本人との取引が可能であり任意後見監督人の選任後は任意代人と代理取引を行う。

(3) 法定代理人との取引

法定代理人(成年後見人等)との取引は法的な裏付けのある代理権者との取引となることから、法定 代理人であることを確認のうえ各行の取引手順に則って対応する。

[※] 一部認知判断能力が低下しているケースも含む。

⁴ https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news330218.pdf.

(4) 任意代理人との取引

本人から親族等への有効な代理権付与が行われ、銀行が親族等に代理権を付与する任意代理人の届出を受けている場合は、当該任意代理人と取引を行うことも可能(本人の認知判断能力に問題がない状況であれば、本人との取引が可能なケースもある)。

(5) 無権代理人との取引

親族等による無権代理取引は、本人の認知判断能力が低下した場合、かつ成年後見制度を利用していない(できない)場合において行う極めて限定的な対応である。成年後見制度の利用を求めることが基本であり、成年後見人等が指定された後は成年後見人等以外の親族等からの払出し(振込)依頼には応じず、成年後見人等からの払出し(振込)依頼を求めることが基本である。認知判断能力を喪失する以前であれば本人が支払っていたであろう本人の医療費等の支払い手続きを親族等が代わりにする行為など、本人の利益に適合することが明らかである場合に限り、依頼に応じることが考えられる。無権代理の親族等からの払出し依頼に応じることによるリスクは免れないものの、真に本人の利益のために行われていることを確認することなどにより、当該リスクを低減させることができる。預金が僅少となり投資信託等の金融商品しかまとまった資産として残っていない顧客の医療費や施設入居費、生活費等の費用を支払うために親族等から本人の保有する投資信託等の金融商品の解約等の依頼がありやむを得ず対応する場合、投資信託等の金融商品は価格変動があることから、一旦、解約等を行った場合、預金と異なり原状回復が困難である。この点に鑑み金融商品の解約等については、より慎重な対応が求められる。

6 全国銀行協会「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」5

2022年5月16日、一般社団法人全国銀行協会「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」が公表された。銀行実務においては、預金者本人に突然の病気や事故等の不測の事態が生じた結果、意識不明の状態となり親族等が預金者本人の口座から医療費・介護費等を払い出したいと申し出るケースは日常的に生じている。このような場合、成年後見制度の利用を案内することが原則として考えらえる一方、申請には時間を要するため人道的観点から払出しに応じることも想定される。そこで本報告では、銀行が無権代理人から預金者本人に突然の病気や事故等の不測の事態が生じたとして、預金の払出しの申し出を受けた際の判断のポイントを整理している。

7 高齢者預金の払出しにおける代理等の論点整理

(1) 本人に意思能力がある場合

本人に意思能力がある場合、通常取引となる。

(2) 本人の事理弁識能力が低下している場合:法定・任意代理人、任意後見人による取引

代理人であることを確認のうえ各行の取引手順に則って対応する。本人の事理弁識の低下は任意代理 の終了要件とはならないため任意代理人との取引も可能であるが、この場合は代理権の範囲内であるこ とを確認する必要がある。

.

⁵ https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news340516.pdf.

(3) 本人の事理弁識能力が低下している場合:第三者取引

①第三者(親族等)に対し本人預金を払い出した場合

第三者に対する本人預金の払出しは無権代理行為となる。そのため預貯金通帳が提示され払戻請求書の印影と届出印の同一性が確認されれば、本人の意思確認をしなくても払戻しに過失はないとされ払戻請求者に正当な受領権限がないとの疑いを抱くべき事情が存すれば状況に応じた確認をすることが求められる(東京高判令和元年 12 月 18 日金判 1593 号 20 頁)。当該行為が受領権者としての外観を有する者に対する弁済(民 478 条)に該当しない場合、金融機関は第三者(親族等)に対し不当利得に基づく返還請求を行うことができる(民 703 条)。第三者(親族等)により預金が払い出された場合、本人は金融機関に対し不法行為責任(民 709 条)若しくは債務不履行責任(民 415 条)に基づく損害賠償請求をすることができる。この場合、当該行為が「本人の意思または本人の利益」のために行われたと判断されれば、金融機関による本人預金の払出しは事務管理として免責される(民 697 条)。

②第三者(親族等)からの指図により本人口座から他者口座へ振り替えた場合

第三者からの指図により本人口座から他者口座へ振り替えた場合、第三者による指図は無権代理行為となる。そのため本人は金融機関に対し不法行為責任(民709条)若しくは債務不履行責任(民415条)に基づく損害賠償請求をすることができる。この場合、金融機関は無権代理人である第三者(親族等)に対し損害賠償請求をすることができるほか、本人の債務を代わりに弁済したもの(第三者弁済、民474条)として本人に対する求償権を得ることができる。また当該行為が「本人の意思または本人の利益」のために行われたと判断されれば、金融機関による行為は事務管理として免責される(民697条)。

7 まとめ

高齢者預金の払出しの柔軟な運用を行うために事務管理を利用する

金融機関における事務手続きの煩雑化 成年後見制度より事務管理制度を優先利用する

制限的な事務管理制度の利用